

長野県屋外広告物条例の規定に基づく規制地域の変更について

都市・まちづくり課

1 変更の理由及び内容

茅野市北山で国道 152 号線湯川バイパスが令和 5 年 3 月 19 日に開通した。調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物条例施行規則の一部を改正し規制地域の指定を行う。

また、禁止地域として現在指定されている部分のうち、旧道に該当する部分については指定を解除する。

指定箇所	規制内容	範囲	対象市町村
一般国道 152 号線 湯川バイパス (令和 5 年 3 月 19 日開通)	禁止地域 ⇒原則、広告物の設置を禁止する	両側各 300m 展望できる範囲	茅野市

2 区域指定の方針

区域指定は屋外広告物条例による規制地域指定のガイドラインに基づき指定検討を行う。

当該路線は白樺湖へと続く良好な山岳景観・田園景観を望むことが可能な路線であり、「景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路」に該当すると判断した。

対象路線は、禁止地域として指定されている県道茅野停車場線八子ヶ峰公園線と一般国道 152 号線の延伸区間であり、現在の規制内容と整合を図るため、両側 300m の禁止地域として指定する。

長野県策定による「屋外広告物条例による規制地域指定のガイドライン（抜粋）」

(1) 指定方針（第 2）

次のいずれかに該当する道路等及びこれらに接続する地域について、検討のうえ指定

- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
- 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間

(2) 規制地域の範囲（第 4. 第 2 号）

高速自動車国道以外の路線である場合は、当該路線に係る規定の範囲及び種類は次の各号に掲げる事項について検討のうえ指定

- 当該地域の地理的、景観上の特性
- 当該地域に係る土地利用規制との整合性
- 当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- 地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- 地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況

3 指定区域図

別紙のとおり

4 施行期日

本年度中に改正・施行を行いたい